

「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る 利用者負担額軽減制度事業」について

（概要）

介護保険サービス利用者のうち、所得が低い方で、特に生計が困難であると認められる方等の利用者負担額（利用者自己負担分（１割）、食費・居住費等）の一部を、社会福祉法人等が軽減を行うことで、サービス利用の促進を図るものです。当該軽減額が一定の割合を超えた場合、法人へ費用の一部を助成する制度があります。

１ 軽減の対象となる利用者

生計困難者として法人が認める方で、以下の要件を全て満たす方及び生活保護受給者の方。

なお、市（保険者）に対し申請手続きを行い、軽減対象者として確認を受ける必要があります。

- (1) 市町村民税世帯非課税であること
- (2) 年間収入が基準額（注１）以下であること
- (3) 預貯金等が基準額（注２）以下であること
- (4) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- (5) 親族等に扶養されていないこと
- (6) 介護保険料を滞納していないこと

（注１）年間収入が１５０万円以下（単身世帯の場合の額。世帯の人数が１人増えるごとに５０万円を加えた額）

（注２）預貯金等が３５０万円以下（単身世帯の場合の額。世帯の人数が１人増えるごとに１００万円を加えた額）

２ 軽減の対象となるサービス及び利用者負担額

利用者負担額は、介護サービス利用料の自己負担分（１割）、食費及び居住費（滞在費・宿泊費）。

○＝対象、×＝対象外

サービス名称	介護サービス利用料 （利用者自己負担分）	食費	居住費等
訪問介護（注３）	○	×	×
通所介護（注３）	○	○	×
短期入所生活介護（注３）	○	○（注４）	○（注４）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	×	×
夜間対応型訪問介護	○	×	×
地域密着型通所介護	○	○	×
認知症対応型通所介護（注３）	○	○	×
小規模多機能型居宅介護（注３）	○	○	○
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○	○（注４）	○（注４）
複合型サービス	○	○	○
介護福祉施設サービス	○	○（注４）	○（注４）

（注３） 介護予防サービス及び総合事業へ移行したサービス（旧介護予防相当）を含む。

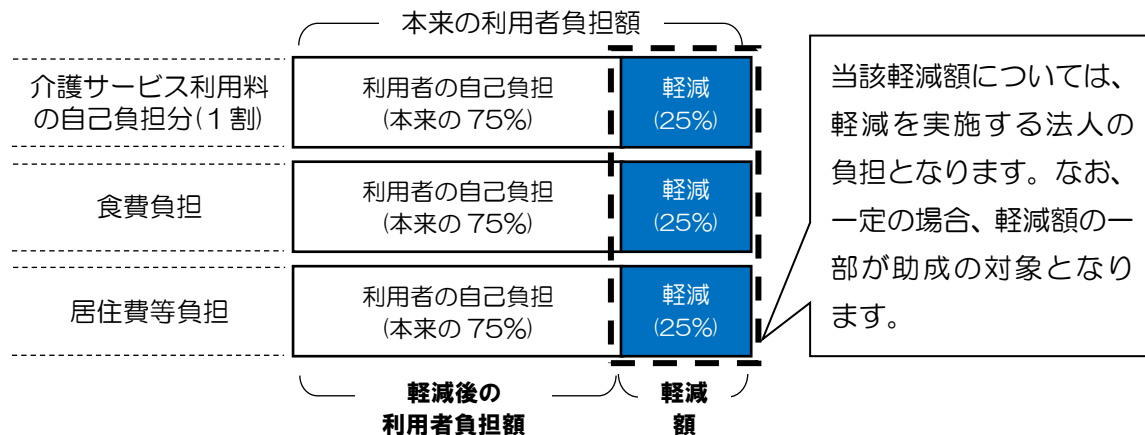
（注４） 特定入所者介護（予防）サービス費の支給がある場合に限り、軽減の対象とする。

3 軽減の割合

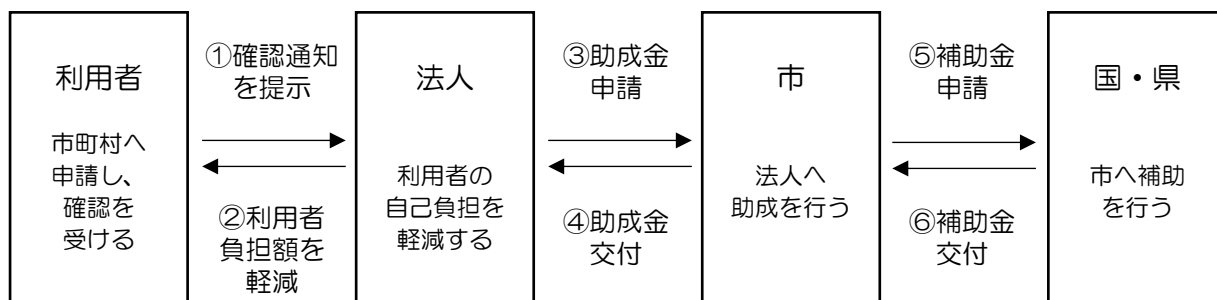
原則、利用者負担額の4分の1（25%）（高齢福祉年金受給者は2分の1（50%））

なお、生活保護受給者については、個室の居住費（滞在費）のみ全額軽減。

（利用者負担額の軽減イメージ）



4 利用者負担額の軽減及び軽減実施法人への助成のしくみ



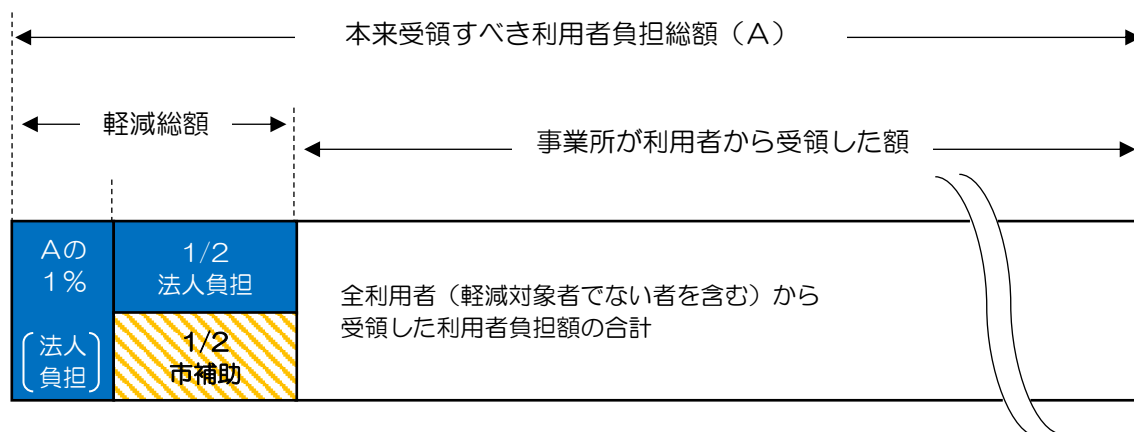
5 助成金額

(1) 法人が負担した軽減額に対し、市町村が助成を行います。

(2) 助成額は、事業所（施設）を単位とした軽減実施額等を把握のうえ、法人全体の実施状況により算定します。

ア 特別養護老人ホーム以外の事業所に係る助成

各事業所における軽減実施額の総額（軽減総額）から、本来受領すべき利用者負担総額（A）の1%を控除して、残った額の1/2（1円未満切捨）

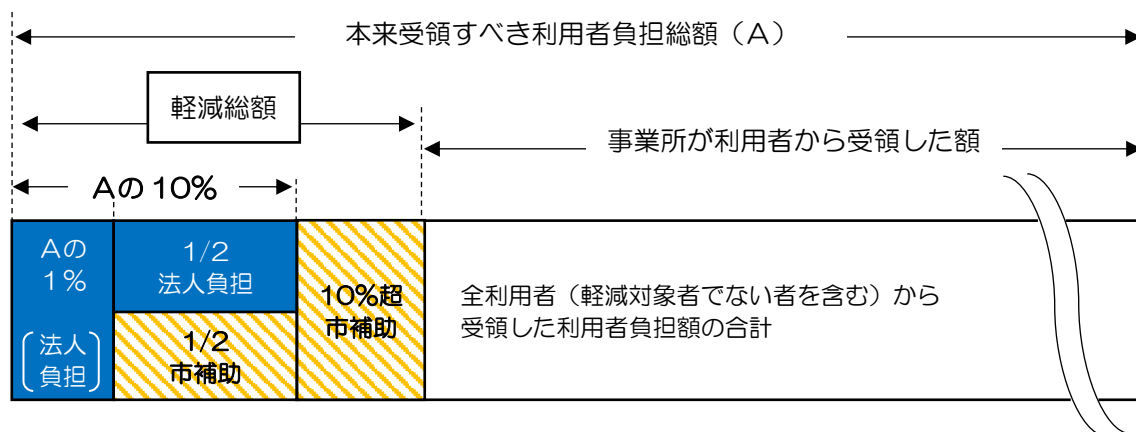


イ 特別養護老人ホームに係る助成（介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

各施設における軽減実施額の総額（軽減総額）から、本来受領すべき利用者負担総額（A）の1％を控除して、残った額のうち以下の合計額（1円未満切捨）

(ア) Aの10%までの額の1/2

(イ) Aの10%を超えた額の全額



6 留意事項

- (1) 本助成事業については、国及び県からの補助を受けて市が実施するものです。市において県等との予算調整を要するため、助成金を活用したい場合には事前に市担当へご相談ください。
- (2) 軽減を実施する場合、あらかじめ、県及び市に届出が必要です。
- (3) 助成金の申請を行う場合には、年度途中及び年度末に事業実施状況等の照会や申請手続があります。
- (4) 社会福祉法人における利用者負担の軽減の取組については、必ずしも市助成制度の活用を要するものではありません。法人の財務状況等をふまえて自主的に利用者負担軽減制度の事業実施が可能である場合には、市に申し出のうえ、助成措置を受けることなく本事業を実施可能ですので、取組へのご理解、ご協力をお願いいたします。